

平成31年第1回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年1月31日(木)午後4時00分から午後4時30分

2 開催場所 ニセコ町民センター 小ホール

3 出席委員(13人)

会長	13番	荒木	隆志		
会長職務代理者	9番	松田	修身		
委員	1番	茶谷	久登	2番	大橋 敏範
	3番	大田	和広	4番	佐藤 寿恵
	5番	笹塚	成之	6番	芳賀 修一
	7番	平松	利幸	8番	大加瀬 真紀子
	10番	長井	修	11番	山崎 常雄
	12番	大野	智美		

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について

第 5 議案第2号 農用地利用関係調整委員の指名について

第 6 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

第 7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

第 8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 福村 一広 農地係長 山口 丈夫

7 会議の概要

会 長

皆さまご苦労様です。

今年第1回目の総会となります。これから1年間また皆さんと一緒にやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの出席委員は、13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成31年、第1回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により議長において、9番 松田修身君、10番 長井修君を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の福村局長と山口農地係長を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。おはかりいたします。今総会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。平成30年第12回総会以降の会長及び代理の動静について報告いたします。その内容は、別紙動静書のとおりであります。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について」の件を議題とします。

事務局より議題の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案の朗読】

これまで合意解約については報告事項として扱ってきましたが、北海道農業会議において議決事項であることが判明しました。農地法第18条第1項では合意解約は知事の許可となりますが、同項の第2号において、農地の引渡しを行う期限の6ヶ月以内に成立した合意解約であれば、知事の許可を必要としないとされておりますので、この点について審議、確認いただくこととなります。

今回1番から3番につきましては、いずれも引渡し時期の6ヶ月以内の解約でありますので、問題ないと考えております。

なお、1番につきましては〇〇さんが面積を縮小するための解約、2番につきましては賃貸借している農地を売買に切り替えるための解約、3番につきましては賃貸借している農地の一部を別の農業者に売買するための解約となっております。

位置図面は、7ページから9ページに添付してありますのでご覧ください。

以上、議案第1号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第5、議案第2号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を議題とします。

事務局より議題の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案の朗読】

〇〇さんよりあっせんの申し出がありました。

調整委員については、担当地区の〇〇委員を主任委員に、隣接地区の〇〇委員を委員として提案するものです。申出箇所は11ページに図面を添付しています。

以上、議案第2号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより議案第2号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第2号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第6、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件を議題とします。

事務局より議題の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案の朗読】

本案については、農地法第3条による所有権の移転をするものです。

議案第1号で合意解約しました16筆に加えて7筆、合計23筆の売買を行うものです。譲受人の〇〇は〇〇の農地所有適格法人ですが、これまでも賃貸借により耕作しており、許可要件を全て満たしていると判断されます。調査書は15ページに添付しております。

以上、議案第3号の朗読と説明を終わります。

議長

これより議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第7、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を

議題とします。

事務局より議題の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案の朗読】

本案については、字〇〇の〇〇さんの住宅の北側に隣接する農地に、後継者の世帯員の増加に伴う農家住宅を建設するための転用申請となります。

議案20ページより建設計画の図面を添付しておりますが、建物〇〇㎡、浄化槽〇〇㎡、駐車場〇〇㎡、道路・堆雪場で〇〇㎡の合計〇〇㎡の転用計画です。

申請地は第1種農地に区分されますが、農家住宅の場合は不許可の例外となっております。議案25ページに調査書を添付しておりますが、周辺の非農地には既に倉庫などが建築されていること、また、他に第2種、第3種農地も無いため転用はやむを得ないものと考えます。

以上、議案第4号の朗読と説明を終わります。

議長

これより議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第8、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題とします。

事務局より議題の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案の朗読】

本案については、1番が新規の利用権設定、2番が議案第1号で合意解約した6筆の内、議案第2号のあっせん申し出の1筆を除いた5筆を残り期間分利用権の再設定をするものです。ともに農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要

議長

件を満たしていると考えます。

以上、議案第5号の朗読と説明を終わります。

これより議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

以上をもって、平成31年、第1回二セコ町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年1月31日

議 長 荒 木 隆 志 ㊟

署名委員 9番 松 田 修 身 ㊟

署名委員10番 長 井 修 ㊟